

## 土木工事中間検査基準

(平成16年4月1日制定)

(平成24年8月1日改定)

(平成28年6月1日改定)

(目的)

第1条 この基準は、市長が行う土木工事（以下「工事」という。）の中間検査（以下「中間検査」という。）について必要な事項を定め、適正な工事の履行を確保することを目的とする。

(中間検査の対象工事)

第2条 中間検査を行う工事は、次のとおりとする。ただし、単純工事（維持修繕工事、交通安全施設工事、路盤構築を伴わない舗装工事、解体工事、浚渫工事、仮設工事及び製作期間が長く現場施工期間の短い（概ね2か月未満）大型機器設置工事等）は除く。

- 1 当初請負金額が3,000万円以上かつ当初契約工期が150日以上工事
- 2 工事完成時では不可視となる重要な部位がある工事、又は出来形の測定・検査が困難な工事で工事担当課長又は技術調整監が必要と認めた工事
- 3 低価格入札により契約した工事

(中間検査の時期)

第3条 中間検査を行う時期は、次のとおりとし、実施日時は、監督員と検査員が協議して決定するものとする。

- 1 出来高50パーセント程度の時期
- 2 舗装工事は、路盤完了時

(中間検査の内容)

第4条 中間検査の内容は、次のとおりとする。

- 1 工事材料確認、品質管理資料、出来形管理資料、工事記録写真等についての管理頻度、方法及び管理値の適否を確認する。
- 2 出来形寸法検査基準（平成16年4月1日制定）及び品質検査基準（平成16年4月1日制定）に基づき、現地で検測を行い、適否を確認する。

(中間検査と完成検査及び出来形検査との関係)

第5条 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査及び出来形検査時の確認を省略することができる。ただし、中間検査後の現場状況の変化、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合は、この限りでない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行し、制定後の土木工事中間検査基準は平成16年4月1日以後に締結された請負契約に係る工事の検査について適用する。

附 則

この基準は、平成24年8月1日から施行し、改定後の土木工事中間検査基準は平成24年8月1日以後に公告・通知を行う工事について適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行し、改定後の土木工事中間検査基準は平成28年6月1日以後に公告・通知を行う工事について適用する。